

地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会 第1回委員会 次第

日 時 平成21年4月22日(水)

午後7時から

場 所 県立中央病院2階 多目的ホール
{司会：内藤推進監}

開 会

- 1 委員紹介及び委嘱状交付
- 2 県側出席者紹介及びあいさつ(部長、小俣特別顧問)
- 3 委員長選任
- 4 委員長あいさつ
- 5 議 題

(1) 運営要綱及び傍聴要領の制定について

資料1 地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会条例

資料2 地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会運営要綱(案)

資料3 地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会傍聴要領(案)

(採決されたところで、傍聴人を室内へ)

(2) 地方独立行政法人制度の概要及び地方独立行政法人山梨県立病院機構について

資料4 特定地方独立行政法人化への経緯

(パンフレット「県立病院の経営方法が変わります。」)

資料5 地方独立行政法人制度の概要

資料6 地方独立行政法人山梨県立病院機構定款

(3) 地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会について

資料7 地方独立行政法人評価委員会の業務

資料8 目標評価制度と地方独立行政法人評価委員会の役割

資料9 評価委員会の今年度スケジュール素案

(4) 地方独立行政法人山梨県立病院機構の中期目標について

資料10 中期目標策定に向けた基本的考え方

資料11 地方独立行政法人中期目標各県比較表

閉 会

地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会

委員名簿

氏名	役職等	備考
いまい しんご 今井 信吾	元三井住友海上きらめき生命取締役社長	
ふるや しゅんいちろう 古屋 俊一郎	公認会計士	
ほし かずひこ 星 和彦	国立大学法人山梨大学 理事	
みない けん 薬袋 健	山梨県医師会 会長	
わかお なおこ 若尾 直子	山梨まんまくらぶ 代表	

(五十音順 敬省略)

地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会条例

(平成 21 年山梨県条例第 9 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 11 条第 3 項の規定に基づき、地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、医療又は経営に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 4 条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第 5 条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員のそれぞれの過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(付属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 付属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 40 年山梨県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。（次のよう 略）

地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会運営要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会条例（平成21年山梨県条例第9号）第8条の規定に基づき、地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（会議の公開）

第2条 委員会の会議は、審議会等の会議の公開等に関する指針（以下「指針」という。）に基づき、原則として公開する。ただし、指針第3条の規定に該当する案件については、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

（意見の聴取）

第3条 委員長は、議事の調査審議に関し、特に専門的な意見を聴く必要があると認めたときは、委員会に諮って、関係者に出席を求めて意見を聴くことができる。

（議事録等）

第4条 委員会の議事録及び会議で使用した資料は、指針に基づき、原則として公表する。

（補則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月 日から施行する。

地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会傍聴要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴定員）

第2条 傍聴を認める者（報道機関の関係者（以下「報道関係者」という。）を除く。以下「傍聴者」という。）の数（以下「傍聴定員」という。）は、会議の都度、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が会議の会場の収容人員等を考慮して定める。

（傍聴手続及び傍聴者の決定）

第3条 傍聴を希望する者（報道関係者を除く。）は、委員会の事務局（以下「事務局」という。）があらかじめ周知した傍聴の受付日時及び受付場所に集合するものとする。

2 事務局は、前項の規定により集合した者の受付を行い、その数が前条の規定により委員長が定めた傍聴定員に達するまで順次、傍聴者として決定し、傍聴券を交付する。

（取材活動に対する配慮）

第4条 報道機関の取材活動については、可能な限り配慮するものとする。

2 事務局は、傍聴を希望する報道関係者の受付を行い、傍聴券を交付する。

（傍聴することができない者）

第5条 次の者は、傍聴のために会議の会場に入場することができない。

(1) 傍聴券を所持しない者

(2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

（傍聴者等の守るべき事項）

第6条 傍聴者及び傍聴を行う報道関係者（以下「傍聴者等」という。）は、会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしてはならない。

（秩序の維持）

第7条 委員長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者等に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 委員長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴者等が指示に従わないときは、傍聴者等を退場させることができる。

（傍聴の心得）

第8条 公開の会議を開催する場合には、別に定めた傍聴の心得を傍聴券の裏面に印刷し、これを傍聴者等に交付する。

（実施細目）

第9条 この要領に定めのない事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成21年4月 日から施行する。

傍 聴 の 心 得 (案)

平成21年 4月 日制定

地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会

1 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者及び報道関係者（以下「傍聴者等」という。）は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者等が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、退場していただく場合があります。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者等は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- イ 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- ロ 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- ハ 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- ニ その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

整理番号： _____

傍 聴 券

会議の名称：地方独立行政法人山梨県立病院機構
評価委員会

会議の日時：平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）
〇〇〇時から

開催場所：甲府市〇〇〇
〇〇〇〇

地方独立行政法人山梨県立病院機構
評 価 委 員 会 事 務 局

地方独立行政法人制度の概要

1 目的等

地方独立行政法人制度は、地方公共団体が直接行うのに準ずる公共性を確保しながら、地方独立行政法人の理事長により広範な権限行使を認めることで経営責任の明確化を図るとともに、中期目標期間における目標・計画に基づく経営により、単年度予算主義とは異なるルールの下で、予算執行における機動性、弾力性の向上を可能とするものである。

「地方独立行政法人」とは、公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務・事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、地方公共団体が設立する法人。

特定地方独立行政法人 その業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすため、又はその業務運営における中立性及び公正性を特に確保する必要があるため、職員等に地方公務員の身分を与える法人

一般地方独立行政法人 特定地方独立行政法人以外

2 対象業務

- ① 試験研究 ② 大学の設置・管理 ③ 公営企業に相当する事業の経営
④ 社会福祉事業の経営 ⑤ その他の公共的な施設で政令で定めるものの設置・管理

3 設立手続

・ 県が議会の議決を経て定款を定め、総務大臣が認可。

4 財産的基礎等

- ・ 出資者は地方公共団体に限る。
- ・ 設立法人の業務に関する県の一定の権利・義務は当該法人が継承。

5 役職員

- ・ 理事長及び監事は、知事が任命・解任。
- ・ その他の役員及び職員は、理事長が任命・解任。
- ・ 県から法人への職員の引継ぎ、退職手当の通算等について適切に手当て。

6 目標による管理と評価の仕組み

- ・ 国の独立行政法人と同様に、[目標→計画→評価→業務運営への反映]という流れを義務づけ。
- ・ 中期目標（3～5年）は、知事が議会の議決を経て定める。
- ・ 中期計画（〃）は、法人が作成し、知事が議会の議決を経て認可。
- ・ 年度計画は、法人が作成し、知事に提出。
- ・ 中期目標期間に係る事業報告書は、法人が作成し、知事に提出。
- ・ 各年度及び中期目標期間の事業実績の評価は、評価委員会が行い、結果を法人及び知事に通知。
- ・ 知事は、各年度の評価結果及び中期目標に係る事業報告書・評価結果を議会に報告。
- ・ 知事は、中期目標期間終了時に、法人の組織・業務全般に所要の措置を講じる。

いずれも
公表

7 財務及び会計

- ・ 原則として企業会計原則による。
- ・ 財務諸表等は、法人が毎事業年度作成し、知事が承認。
- ・ 毎事業年度の剰余金は、中期計画で定めた用途に充てることが可能。

8 財源措置等

- ・ 法人の業務運営に必要な金額を、運営交付金として県から交付。
- ・ 県からの長期借入金を除き、長期借入及び債券発行をすることはできない。
- ・ 重要な財産の処分等は、知事が議会の議決を経て行う認可が必要。

9 その他

- ・ 知事及び認可権者（総務大臣等）は、法人に対する報告徴収権、立入検査権、違法行為等の是正命令権を行使できる。

地方独立行政法人山梨県立病院機構定款

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 組織及び業務
 - 第1節 役員及び職員（第7条—第11条）
 - 第2節 理事会（第12条—第15条）
 - 第3節 業務の範囲及びその執行（第16条—第18条）
- 第3章 資本金等（第19条・第20条）
- 第4章 雑則（第21条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、山梨県の医療政策として求められる高度先進医療を実施するとともに、県民ニーズに対応した良質な医療を提供し、及び県内における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「法人」という。）と称する。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、山梨県とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人は、事務所を甲府市に置く。

（法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第6条 法人の公告は、山梨県公報への登載又はインターネットの利用（以下「登載等」という。）により行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により登載等ができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示することによってその登載等に代えることができる。

第2章 組織及び業務

第1節 役員及び職員

（役員）

第7条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事5人以内及び監事2人以内を置く。

（役員の仕事及び権限）

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

- 3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 監事は、法人の業務を監査する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は山梨県知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができる。

（役員の任命）

第9条 理事長及び監事は、知事が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

（役員の任期）

第10条 理事長及び副理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

（職員の任命等）

第11条 職員は、理事長が任命する。

2 職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。

第2節 理事会

（設置及び構成）

第12条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

（招集）

第13条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、副理事長及び理事の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

（議事）

第14条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

（権限）

第15条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

- (1) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- (2) 年度計画に関する事項
- (3) 予算の作成及び決算に関する事項
- (4) 病院の診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、理事長が定める重要事項

第3節 業務の範囲及びその執行

（病院の設置）

第16条 法人が設置し、運営する病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

病院の名称	所在地
山梨県立中央病院	甲府市
山梨県立北病院	韮崎市

(業務の範囲)

第17条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療に関する技術者の研修を行うこと。
- (4) 医療に関する地域への支援を行うこと。
- (5) 災害時における医療救護を行うこと。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の執行)

第18条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

第3章 資本金等

(資本金等)

第19条 法人の資本金は、法第67条第1項の規定により山梨県から法人に対し出資されたものとされる金額とする。

2 法第67条第1項に規定する承継される権利に係る財産のうち土地及び建物については、別表に掲げるものとする。

(残余財産の帰属)

第20条 法人が解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、その残余財産は山梨県に帰属する。

第4章 雑則

(委任)

第21条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、理事長が別に定める。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

地方独立行政法人評価委員会の業務

1. 各年度及び中期目標期間における業務実績についての評価

- ・各事業年度及び中期目標期間における業務の実績についての総合評価（§ 28①②、§ 30①②）
- ・評価結果の法人に対する通知（§ 28③、§ 30③）
- ・評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告（§ 28③、§ 30③）
- ・評価結果・勧告の知事に対する報告・公表（§ 28④、§ 30③）

2. 知事の事前聴取に対する意見

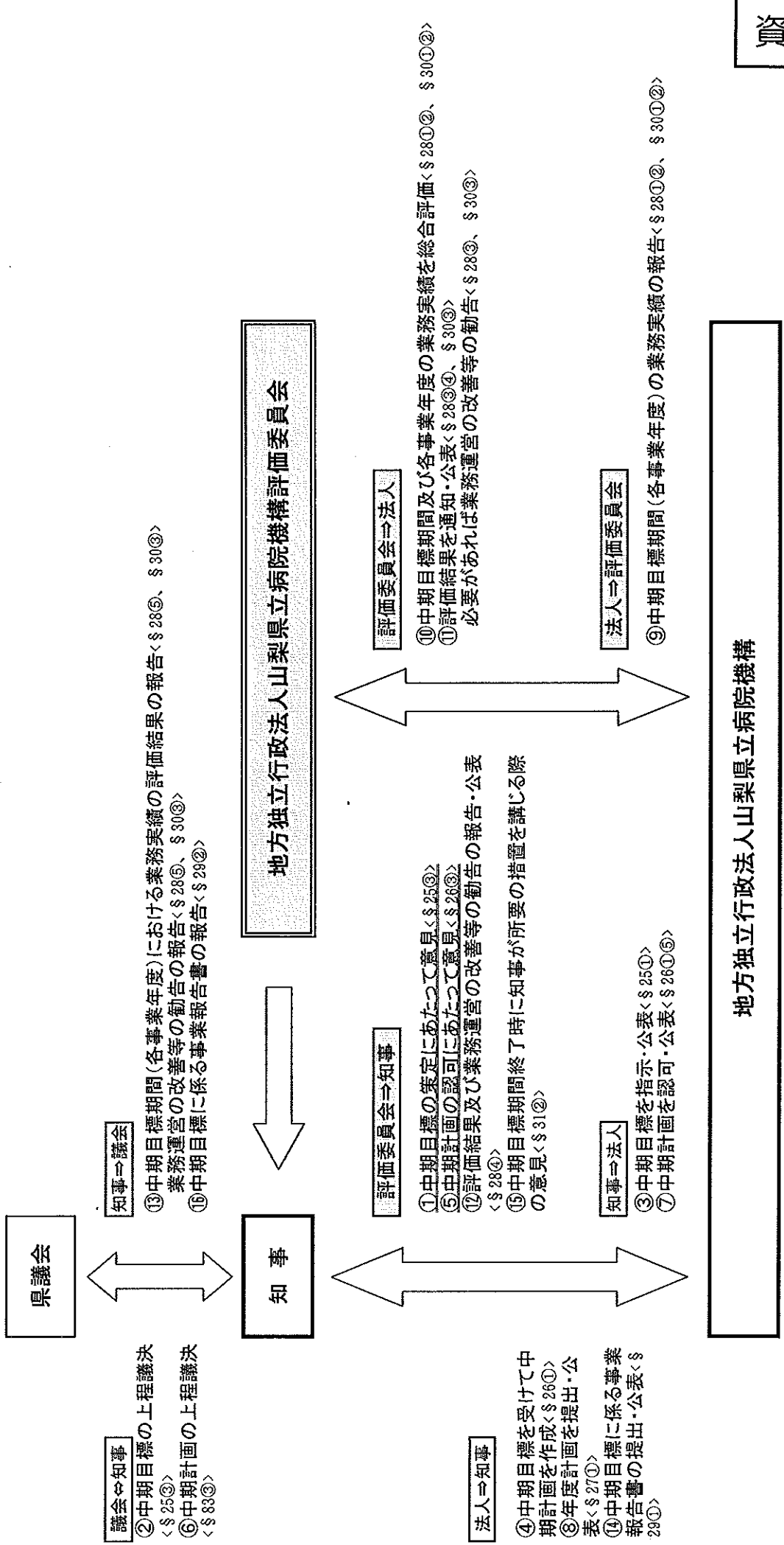
- ・業務方法書に対して知事が認可する際の意見（§ 22③）
- ・知事による中期目標の作成・変更の際の意見（§ 25③）
- ・中期計画の作成・変更に対して知事が認可する際の意見（§ 26③）
- ・中期目標期間の終了時に知事が所要の措置を講じる際の意見（§ 31②）
- ・知事による財務諸表の承認の際の意見（§ 34③）
- ・中期計画で定める剰余金の使途に残余利益を充当するに当たって知事が承認する際の意見（§ 40⑤）
- ・一定の積立金を次期の中期目標期間の業務の財源に充当するに当たって知事が承認する際の意見（§ 40⑤）
- ・限度額を超えて短期借入をするに当たって知事が認可する際の意見（§ 41④）
- ・短期借入の借換に当たって知事が認可する際の意見（§ 41④）
- ・重要な財産を処分するに当たって知事が認可する際の意見（§ 44②）

3. 意見の申出

- ・役員の報酬等の支給基準に関する知事に対する意見の申出（§ 49②）

（_____ 21年度に行う業務）

目標評価制度と地方独立行政法人評価委員会の役割



評価委員会の今年度スケジュール素案

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
1 中期目標	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 作成・検討・調整 中期目標への関係 団体意見聴取 中期目標の パブコム 議決 公表 </div>													
2 中期計画	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 作成・検討・調整 概要を 議会へ </div>													
3 業務方法書	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 作成・検討・調整 </div>													
4 役員報酬	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 作成・検討・調整 法人諸規程の整備 </div>													
評価委員会 スケジュール	第1回 (4/22) ・委嘱状の交付 ・中期目標の項目検討	第2回 (5月中下旬) ・中期目標の素案検討	第3回 (6月中旬) ・中期目標の素案作成 ・中期計画の項目検討	第4回 (8月中旬) ・パブコムを受け、中期目標の修正(確定) ・中期計画の素案検討	第5回 (9月上旬) ・中期計画の素案作成	第6回 (10月中下旬) ・中期計画の素案修正まとめ	第7回 ・業務方法書まとめ ・役員報酬のまとめ ・評価の具体的な方法について							

※その他評価委員会の意見を聴く必要がある場合には、随時開催を予定。

中期目標策定に向けた基本的な考え

1. 地方独立行政法人法

第2条（定義）

この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。

2. 委員会等での研究、検討

- (1) 県立病院経営形態検討委員会（H20.3.31 報告）
（企業経営者や病院経営の専門家など8名で構成）
- (2) 県立病院あり方検討特別委員会（H20.10.9 報告）
（山梨県議会の特別委員会 15名で構成）
- (3) 県立病院のあり方を考えるタウンミーティング（H20.10.15～24 実施）
（県下5カ所で開催、参加者421名）

3. 地方独立行政法人山梨県立病院機構定款

第1条（目的）

この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法に基づき、山梨県の医療政策として求められる高度先進医療を実施するとともに、県民ニーズに対応した良質な医療を提供し、及び県内における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的とする。

4. 法人の中期目標策定にあたっての基本的な考え

1～3及び地方独立行政法人というツールの活用を踏まえ、基本的な法人の方向性を「医療の質の一層の向上、経営基盤の強化」とする。

その方向性に向け、業務運営の中心的な目標概念として次の5項目を設定

- ① 政策医療の確実な実施
- ② 県民に信頼される良質な医療の提供
- ③ 県内の医療水準の向上と地域への支援
- ④ 自主・自律的で効率的な運営による経営基盤の強化
- ⑤ 職員の意識改革の推進

これらを土台に、中期目標を策定する。

5. 中期目標の基本構成

前文

第1 中期目標の期間

第2 県民（住民）に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療の提供

2 医療に関する調査及び研究

3 医療に関する技術者の研修

4 医療に関する地域への支援

5 災害時における医療救護

定款第17条から

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

第4 財務内容の改善に関する事項

第5 その他業務運営に関する重要事項



※他の細かい枝項目は、他県例などを参照に肉付け

法第25条から

地方独立行政法人法

第25条（中期目標）

設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）

二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

三 業務運営の改善及び効率化に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

地方独立行政法人山梨県立病院機構定款

第17条（業務の範囲）

法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

(1) 医療を提供すること。

(2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。

(3) 医療に関する技術者の研修を行うこと。

(4) 医療に関する地域への支援を行うこと。

(5) 災害時における医療救護を行うこと。

(6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。